

◆本校高等部への入学を希望・検討されるにあたり

- 1 本校は知的障害のある児童生徒への教育を行う学校ですので、学習内容は特別支援学校学習指導要領に則ったものです。(小学校・中学校・高等学校の学習内容とは異なります)。
- 2 就学基準は、学校教育法施行令第22条の3に規定されています。

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3

- 一 知的発達遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻りに援助を必要とする程度のも
- 二 知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの

- 3 学習内容を理解いただくため、体験入学には必ず参加ください。実施前には、校区内学校に案内を送付するとともに、本校HPに掲載します。
- 4 事情により体験入学に参加できなかった場合は、在籍する学校を通じて連絡の上、必ず学校見学・教育相談にお越しください。
- 5 よく相談される内容等
 - Q. 知的障害がなくても入学できますか？
A. できません
 - Q. 療育手帳を持っていれば入学できますか？
A. 知的な障害がある方は入学できます。
 - Q. 療育手帳は持っていませんが、特別支援学級（知的学級）に入級しています。入学できますか？
A. 知的な障害がある方は入学できます。ただし、様々な教育活動の実施のために手帳の取得をお願いしています。
 - Q. 特別支援学校の入学後、途中から通常学校に転校できますか？
A. 小学部・中学部から小学校・中学校への転校は制度上は可能です。高等部から高等学校への転校はできません。
 - Q. 小学校・中学校・高等学校から転校はできますか？
A. 小学校・中学校からの転校は可能です。高等学校からの転校は原則としてできません。